検討項目及びこれまでに選択した方向性

検討項目	考えられる選択肢	選択した方向性
1 運営主体	①市が運営主体となる。 ②市以外が運営主体となる。 (商工会、社会福祉協議会等)	H25. 6. 24 第 2 回会議 ①
2 運行方式	①ドア・ツー・ドア方式 ②基本路線方式 (停留所あり)	H25. 7. 23 第 3 回会議 ①
3 車両サイズ ・台数	①セダン型・2台 ②ワゴン型 ③小型又は中型バス	H25. 10. 22 第 6 回会議 ①
4 運行エリア	①全域 ②全域+隣市一部施設 ③一部エリア	H25. 7. 23 第 3 回会議 ①
5 運行曜日	①毎日運行 ②平日十土曜運行 (日曜日、祝日及び年末年始12月29日から1月3日までを除く。) ③平日運行 (日曜日、祝日及び年末年始12月29日から1月3日までを除く。)	H25. 9. 24 第 5 回会議 ②
6 運行時間帯	①昼間時間帯 (8:30~17:30) ②①に朝晩の通勤・通学時間帯を加える。	H25. 8. 20 第 4 回会議 ①
7 運行ダイヤ	①基本ダイヤあり ②基本ダイヤなし	H25. 8. 20 第 4 回会議 ①
8 運賃形態	①均一運賃 ②ゾーン制運賃 ③対キロ運賃	H25. 11. 19 第 7 回会議
9 運賃水準	①100円 ②200円 ③300円 ④400円 ⑤500円	H25. 11. 19 第7回会議 ⑤ 詳細は別表のとおり
10 利用対象者	①市内に居住する者とする。 ②市内の高齢者に限定する。 ③制限なし (市外からの通勤・通学者、来訪者等の利用を可とする。)	H25. 6. 24 第 2 回会議 ①
11 利用者登録	①あり ②なし	H25. 6. 24 第 2 回会議 ①
12 システム 活用の可否	①システムを活用する。②システムを活用しない。	H25. 9. 24 第 5 回会議
13 予約期限	①当日 (利用日の1週間前から当日の利用時間1時間前まで) ②前日まで	H25. 8. 20 第 4 回会議 ①
14 オペレータ の雇用形態	運行事業者の業務委託契約内容に含める。	H25. 12. 19 第 8 回会議 原案のとおり
15 運行事業者	道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送事 業(区域運行)の許可を取得できる見込みのある者	H25. 12. 19 第 8 回会議 原案のとおり
16 契約方式	業務委託契約金額から運賃収入及び国庫補助金を差し引 いた額を支払う。	H25. 12. 19 第 8 回会議 原案のとおり
追加 乗降場所	①利用者の自宅 ②共通乗降場所	H25. 12. 19 第 8 回会議 ②

別表 運賃水準

大人(中学生以上)	500円 ※ ただし、乗り合いで利用した場合は300円とする。
子供 (小学生)	300円
未就学児	無料
障害者	300円 ※ 介助者一人は無料とする。 ※ 障害者とは、身体障害者手帳1級、2級、3級に該当する 方、療育手帳 (A)、A、Bに該当する方、精神障害者保健福祉 手帳1級、2級に該当する方とする。

※ 予約時に複数での利用を申請し、かつ、実際の利用時に乗り合いで乗降した場合は300円とする (原則として、全員が同一の乗降場所で乗り降りした場合に限る。)。